

産業環境委員会報告資料

令和3年3月11日

報告事項件名	頁
(1) 気候変動対策補助事業（エアコン購入費補助）について	2
(2) 「あだち環境学習教材」について	5
(3) 民有地の不法投棄対策支援事業・落書き対策支援事業の期間延長 について	6

(環 境 部)

産業環境委員会報告資料

令和3年3月11日

件名	気候変動対策補助事業（エアコン購入費補助）について
所管部課名	環境部環境政策課
内容	<p>気候変動適応対策の見地から、新たに暑さ対策の補助事業として、令和3年度からエアコン購入費補助制度を開始する。</p> <p>1 エアコン購入費補助金の概要</p> <p>(1) 補助予定額 上限7万円（予算総額1550万円） ※ エアコン購入・設置（千円未満切捨）にかかった費用と7万円を比べていずれか少ない額とする。</p> <p>(2) 補助予定件数 約220件</p> <p>(3) 補助対象者 以下の要件をすべて満たすこと ア 65歳以上のみで構成する世帯 イ 自らが居住している住宅にエアコンが設置されていないこと。 ただし、故障して動かないエアコンの買い換えの場合は、住宅内にほかのエアコンが設置されていないこと。 ウ 区内店舗で購入すること。 エ 住民税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 対象機器 ア 壁、窓枠等に固定して設置する新品のエアコン イ 省エネ基準達成率100%以上のもの</p> <p>2 申し込みから補助金交付までの流れ 別紙フロー図を参照</p> <p>3 制度開始予定日 令和3年4月 1日 自宅訪問の予約受付開始 4月12日 申請受付開始</p> <p>4 周知方法</p> <p>(1) 福祉部と連携し、民生委員や介護事業者等と協力のもと、対象者にチラシを配布する。</p> <p>(2) あだち広報（4月10日号）や足立区公式ホームページ、SNS等で情報発信する。</p> <p>(3) 区内家電店へチラシを配布し、周知及び協力を依頼する。</p>

	<p>5 その他</p> <p>(1) 自宅訪問の予約受付は令和4年2月末で終了とする。ただし、受付期間内でも、予算に達し次第終了とする。</p> <p>(2) 補助金の受付状況及び執行状況を都度確認し、ほかの省エネ補助金の受付状況を勘案しながら補助件数を調整するなど、予算を有効に活用していく。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>本予算が議決を得られた際には、すみやかに周知し、4月から受付を開始する。</p>

補助金申し込みから交付までのフロー図

1 自宅訪問の予約

環境政策課管理係にご連絡いただき訪問日等の予約をとります

2 区職員による自宅訪問

区職員がご自宅を訪問し、エアコンの有無や故障等の確認後、申請書類をお渡します

3 エアコンの購入・設置

区内の店舗においてエアコンを自費購入し設置してください

4 申請書類の提出

自宅訪問時にお渡しした申請書と必要書類を揃えて区へ提出してください

5 交付決定通知の送付

区で申請書類を審査・決定後に交付決定通知書を送付します

6 補助金の振込

申請書類でご指定いただいた口座へ補助金をお振込みします

産業環境委員会報告資料

令和3年3月11日

件名	「あだち環境学習教材」について
所管部課名	環境部環境政策課
内容	<p>令和3年度から使用する小学4年生から6年生までを対象にした「あだち環境学習教材」が完成したことから、教材の構成と今後の活用方法について報告する。</p> <p>1 あだち環境学習教材の構成</p> <p>(1) あだち環境学習ワークブック (別添資料1) A B判、36ページ、QRコードでデジタル教材とリンク</p> <p>(2) デジタル教材 3分アニメ9本、1分アニメ21本、図版16点</p> <p>(3) あだち環境学習ウェブサイト (デジタル教材閲覧)</p> <p>(4) 指導の手引き</p> <p>2 対象</p> <p>(1) ワークブック：区立小学校4年生から6年生全員に配布</p> <p>(2) デジタル教材：ウェブサイトから誰でも閲覧可能</p> <p>(3) 指導の手引き：区立小学校4年生から6年生の全教諭に配布</p> <p>3 使用開始時期 令和3年5月上旬 (ウェブサイトは4月から公開予定)</p> <p>4 想定される活用方法</p> <p>(1) 授業等での活用 ア 総合的な学習、朝学習、学級活動の時間 イ 関連する単元の授業 ウ 出前講座の事前学習や家庭での予習等</p> <p>(2) 一般区民によるウェブサイトの閲覧、学習</p> <p>5 学校への周知</p> <p>(1) 区立小学校全校を対象に個別説明を実施</p> <p>(2) 教材を使用したモデル授業の動画を教員用に制作</p>
問題点 今後の方針	今後、各校の指導計画において本教材が十分に活用されるよう、教育委員会と連携して各学校への周知を行う。

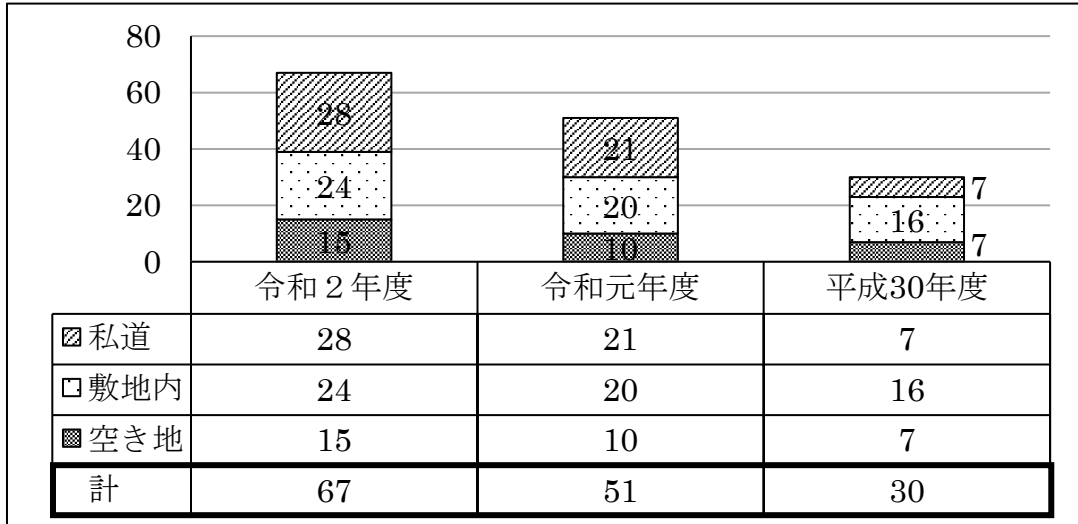
産業環境委員会報告資料

令和3年3月11日

件名	民有地の不法投棄対策支援事業・落書き対策支援事業の期間延長について																										
所管部課名	環境部生活環境保全課																										
内容	<p>両事業は「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」をきれいなまちでおもてなしをするために期間を限定して実施している。大会の延期に伴って事業期間を令和4年3月31日まで1年間延長する。</p> <p>1 事業の概要</p> <p>(1) 民有地の不法投棄対策支援事業（平成30年度4月開始）</p> <p>私道や個人用住宅、空き地等の不法投棄物を区が撤去する事業。あわせて土地所有者や建物管理者が再発防止策を講じることで、不法投棄されにくい環境を整備することが目的。</p> <p>ア 不法投棄対策物撤去件数と内訳（令和3年1月末日現在）</p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和元年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業者委託</td> <td>21</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ減免</td> <td>14</td> <td>32</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>職員撤去</td> <td>32</td> <td>8</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>67</td> <td>51</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>撤去費用</td> <td>1,335,400</td> <td>445,698</td> <td>375,840</td> </tr> </tbody> </table>				令和2年度	令和元年度	平成30年度	業者委託	21	11	12	粗大ごみ減免	14	32	13	職員撤去	32	8	5	計	67	51	30	撤去費用	1,335,400	445,698	375,840
		令和2年度	令和元年度	平成30年度																							
	業者委託	21	11	12																							
	粗大ごみ減免	14	32	13																							
	職員撤去	32	8	5																							
	計	67	51	30																							
	撤去費用	1,335,400	445,698	375,840																							
	<p>イ 不法投棄物の内訳（令和3年1月末日現在）</p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和元年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>44</td> <td>27</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>自転車</td> <td>35</td> <td>34</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>家電</td> <td>24</td> <td>17</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>その他のごみ</td> <td>34</td> <td>11</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>137</td> <td>89</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table>				令和2年度	令和元年度	平成30年度	粗大ごみ	44	27	29	自転車	35	34	21	家電	24	17	22	その他のごみ	34	11	14	計	137	89	86
	令和2年度	令和元年度	平成30年度																								
粗大ごみ	44	27	29																								
自転車	35	34	21																								
家電	24	17	22																								
その他のごみ	34	11	14																								
計	137	89	86																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和元年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業者委託</td> <td>21</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ減免</td> <td>14</td> <td>32</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>職員撤去</td> <td>32</td> <td>8</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>67</td> <td>51</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>撤去費用</td> <td>1,335,400</td> <td>445,698</td> <td>375,840</td> </tr> </tbody> </table>				令和2年度	令和元年度	平成30年度	業者委託	21	11	12	粗大ごみ減免	14	32	13	職員撤去	32	8	5	計	67	51	30	撤去費用	1,335,400	445,698	375,840	
	令和2年度	令和元年度	平成30年度																								
業者委託	21	11	12																								
粗大ごみ減免	14	32	13																								
職員撤去	32	8	5																								
計	67	51	30																								
撤去費用	1,335,400	445,698	375,840																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和元年度</th> <th>平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>44</td> <td>27</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>自転車</td> <td>35</td> <td>34</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>家電</td> <td>24</td> <td>17</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>その他のごみ</td> <td>34</td> <td>11</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>137</td> <td>89</td> <td>86</td> </tr> </tbody> </table>				令和2年度	令和元年度	平成30年度	粗大ごみ	44	27	29	自転車	35	34	21	家電	24	17	22	その他のごみ	34	11	14	計	137	89	86	
	令和2年度	令和元年度	平成30年度																								
粗大ごみ	44	27	29																								
自転車	35	34	21																								
家電	24	17	22																								
その他のごみ	34	11	14																								
計	137	89	86																								

ウ 不法投棄場所の内訳

(令和3年1月末日現在)

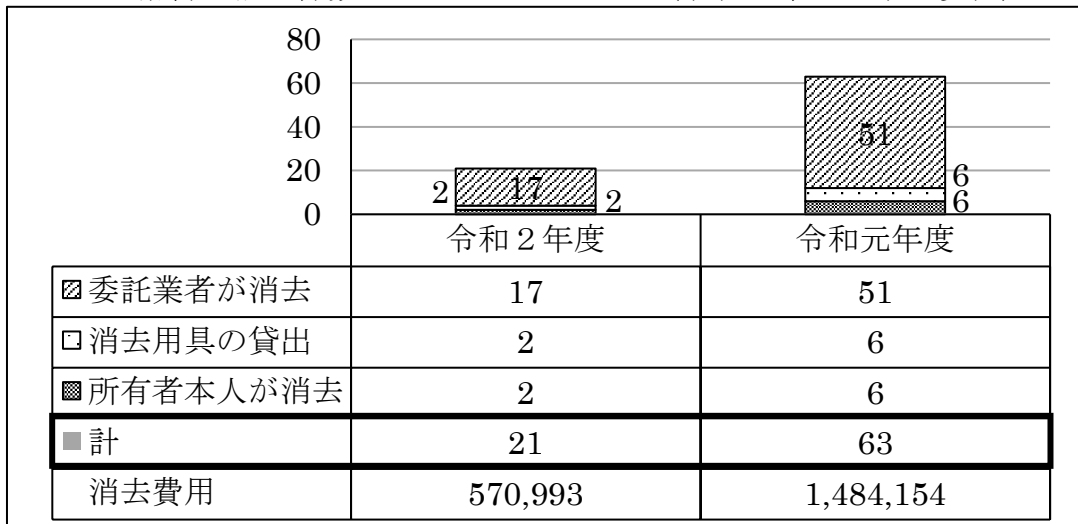


(2) 民有地の落書き対策支援事業 (令和元年度4月開始)

民有地の塀や壁に描かれた落書きを対象に、区が消去する事業。犯罪抑止とともに、「落書きをしない、させない、放置しない」をコンセプトにきれいなまちを実現することが目的。

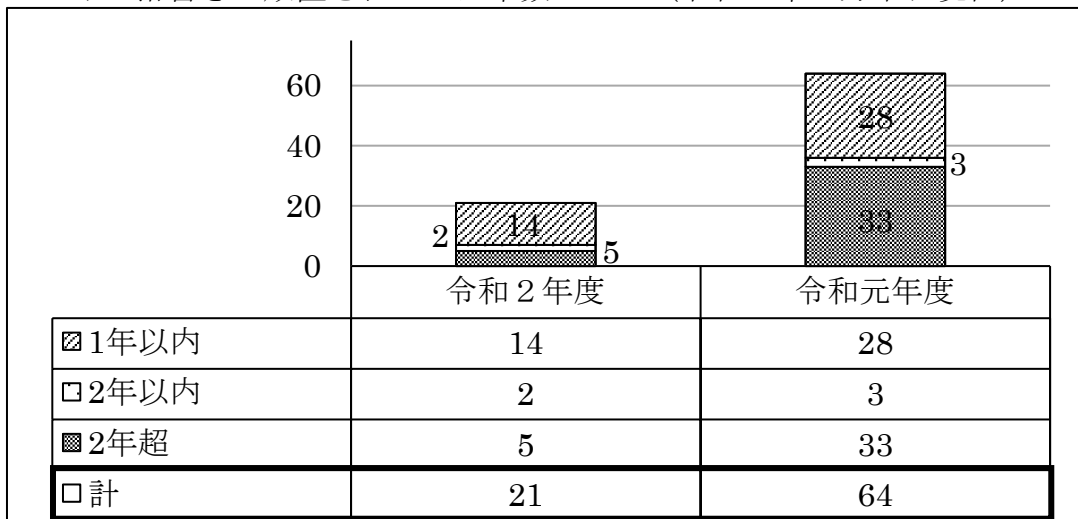
ア 落書き消去件数

(令和3年1月末日現在)

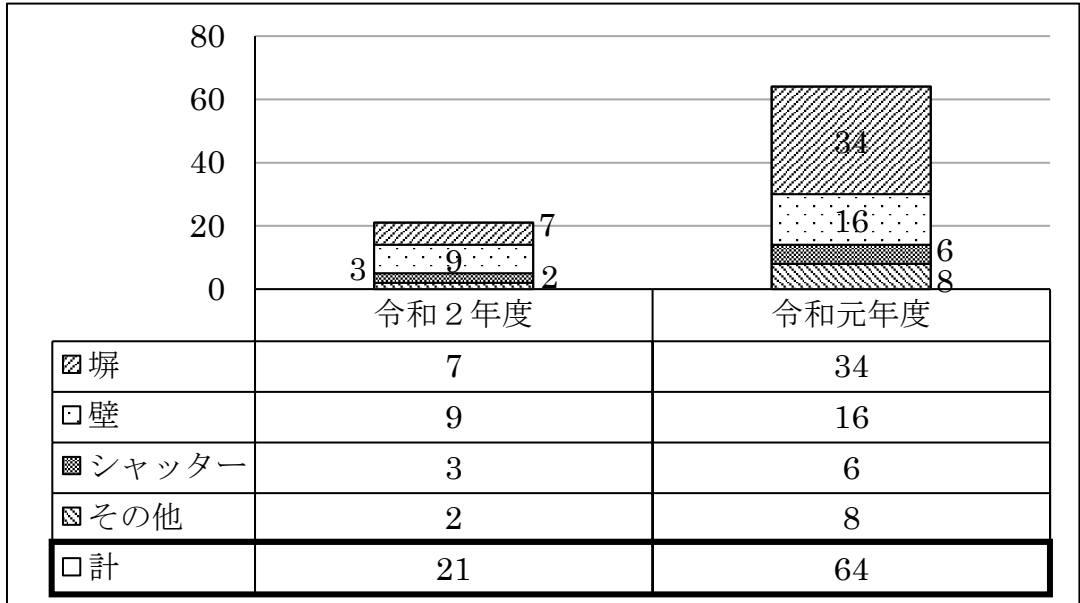


イ 落書きが放置されていた年数

(令和3年1月末日現在)



ウ 落書き被害箇所



2 要綱改正

事業の期間延長に伴い、足立区民有地の不法投棄対策支援要綱、足立区民有地の落書き対策支援要綱を一部改正する。

問題点
今後の方針

令和2年度の民有地不法投棄対策物撤去件数は67件、1年以内に描かれ消去した落書きは14件、令和元年度には連続落書きが37件発生するなど被害は後を絶たない。このため、来年度予算が議決を得られた際には継続して実施する。